

第 2 8 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 2 7 年 1 月 8 日 (木)

午後 3 時

と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 会 派 申 し 入 れ 事 項 に つ い て

2 そ の 他

平成26年12月17日

山陽小野田市議会
議長 尾山信義様

会派清風代表 石田清廉
会派改進黨代表 河崎平男



議会運営等に係る要望書

当市議会では、平成24年4月に議会基本条例が制定され、議会改革に議員が一丸となって取り組んでいるところです。その成果も如実に現れ、議会改革度ランキングも全国でも上位に位置づけられるまでになりました。

今後一層の議会改革を進めるにも下記の件につきましてご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 定例会本会議初日の市民憲章唱和
2. 議場への市旗及び国旗の掲揚
3. 一般会計予算決算常任委員会のありかたの検証



- 1 市内の各団体等で唱和されており、議会としては中継もあり、市制10周年を迎えることから、更なる一体感の醸成のためにも、率先して唱和すべきと考える。
- 2 視察の際、他市においては議場に国旗・市旗が設置してあり、整然とした厳肅さを感じることから、本市においても国旗・市旗の掲揚が必要と考える。
- 3 一般会計予算決算常任委員会の現状を検証し、よりよい審査方法を思考するため。

平成 26 年 12 月 22 日

山陽小野田市議会

議長 尾山 信義 様

山陽小野田市議会議員
岩本 信子

公開質問状

平成 25 年 3 月 4 日に開催された議会において「山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制定」の議案に対し、私が反対討論の中で取り消しを認めた部分以外の発言のすべてを議事録に掲載する事を平成 26 年 11 月 17 日同年 12 月 11 日に理由と期限を付して強く申し入れました。平成 26 年 12 月 17 日に書面にて回答がありましたが質問に対する一部分のみの回答であり、納得のいく回答になっていないので公開での質問をいたします。

平成 27 年 1 月 22 日までに書面にて回答を求めます。

平成26年12月22日

山陽小野田市議会
議長 尾山 信義 様

山陽小野田市議会議員
岩本 信子

公開質問状

質問1、地方自治法第129条1項の規定で反対討論の全てを取り

消すことはできるのか回答ください。

質問2、地方自治法第129条1項の適用では、発言時(反対討

論)に取り消しを指示されなければならないが、1ヶ月近

く経って発言の全てを取り消しをされた理由を回答ください。

質問3、反対討論の全てを取り消すことは市民の知る権利を侵す事

にはならないのか回答ください。

質問4、議会は「言論の府」であり、議員は市民の代表であり「言

論の自由」が保障されています。反対討論が相応しくない

とする根拠を回答下さい。

質問5、発言の取り消しは、岩本議員と協議の結果と応えられてい

るが協議した内容を回答下さい。

質問6、取り消しの有効性について、議員から異議が無い事が理由

だが、25年3月21日の議事録には尾山議長発言には全文削

除の文言はありません。また全文削除を議場で諮ってはい

ません。有効性については疑問が生じます。回答を下さい。

質問 7、平成 26 年 12 月 11 日の再度の申し入れを提出した際、前議会の事なので、現議長には議事録掲載の権限がないといわれていますが、同一人物です。尾山議長が行ったことです。権限と責任がない理由を回答ください。

質問 8、取り消しから 1 年半以上経過した異議の申し出は晴天の霹靂であるとの回答ですが、平成 26 年 9 月 22 日に全て取り消されていた事を知った私にも晴天の霹靂でした。今回の質問状は議会ではなく尾山議長に回答を求めるものです。